

令和4年度 指導監査結果

(保育所等)

施設名(運営主体)	文書指摘の内容	監査実施日等	改善状況
【北区】			
旭ヶ丘保育園 ((福) 大宮会)	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士3名、非常勤調理員1名を削除)。</p> <p>②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。</p> <p>③経費支出に当たっては、経理規程に基づき会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを得る等により、内部牽制体制を図ること。</p> <p>④令和2年度計算書類においては法人本部拠点区分に係る資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表が作成されていたが、令和3年度計算書類においては法人本部拠点区分の貸借対照表が旭ヶ丘保育園拠点区分貸借対照表に統合され消滅しているにもかかわらず、法人本部拠点区分の資金収支計算書及び事業活動計算書が作成されたままとなっている。一方で、令和3年度計算書類の附属明細書(旭ヶ丘保育園拠点区分 資金収支明細書(別紙3⑩))が作成され、本部サービス区分が設定されたままとなっており、令和3年度末で32,167円の支払資金残高となっている。このことが原因で以下のとおり計算書類間で不整合が生じていることから、まず法人本部会計が拠点なのかサービス区分なのか、「経理規程」、「計算書類」及び「計算書類」に対する注記において位置付けを明確にしたうえで、令和4年度会計において所要の修正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人単位資金収支計算書(第1号第1様式): 令和2年度の当期末支払資金残高と令和3年度の前期末支払資金残高が不一致(32,167円)。 法人単位事業活動計算書(第2号第1様式): 令和2年度の次期繰越活動増減差額と令和3年度の前期繰越活動増減差額が不一致(32,167円)。 旭ヶ丘保育園拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)における流動資産と流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものとして固定負債から振り替えられた流動負債を除く。)の差額が、同拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)における当期末支払資金残高と不一致(32,167円)。 <p>⑤財産目録に記載されている現金残高が令和4年3月31日時点の小口現金出納簿に記載されている金額と一致しないため、原因を特定の上修正するとともに、適切な現金管理を行うこと。</p> <p>⑥貴園の事務処理ミスにより発生した、平成29年5月から令和元年度途中までの間における保護者負担金未回収分(貸借対照表に「確定保護者未収金」として計上されているもの)の債権管理が正確に行われていないことを確認した。ついては、債権額(保護者から徴収できていない金額)を確定し、当該債権に係る対処方針(保護者へ再請求する、債権放棄する等)を法人として決定したうえで、本市に報告すること。</p> <p>⑦貸借対照表に以下のとおり内容が不明瞭な流動資産及び流動負債が計上されているため、所要の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度末時点の「確定保護者未収金」の残高が令和2年度末に比べて増加しているが、利用者ごとの債権額が把握できていないため、債権額を個別に把握すること。 <p>なお、平成29年5月から令和元年度途中までの間における保護者負担金未回収分に係る債権額と、保護者負担金の徴収を再開した令和元年度以降の債権額(月々の保護者負担金の請求額)については、区分して管理すること。また、月々の保護者負担金の請求額(法人の債権)については、「確定保護者未収金」勘定ではなく、「事業未収金」勘定を用いて管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未払金のうち、33,600円が精算されないまま留保されているため、内容を確認し、精算すること。 その他流動負債(91,348円)の内容が不明であるため、内容を確認し、精算すること。 <p>⑧理事長個人名義の口座による立替払が行われているため、改めること。</p> <p>やむを得ず理事長個人から借入を行う場合は、金銭消費貸借契約書等の証憑を整備するとともに、一旦法人の取引金融機関に預け入れること。</p>	令和5年3月6日	<p>①改善済</p> <p>②改善済</p> <p>③改善済</p> <p>④未改善</p> <p>⑤改善済</p> <p>⑥未改善</p> <p>⑦改善予定</p> <p>⑧改善予定</p>
大宮保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。</p>	令和4年8月9日	①改善済
上賀茂こども園 ((福) 上賀茂福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月5日	—

上総幼稚園 ((福) 上総福祉会)	①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。 ②貸借対照表における流動資産と流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものとして固定負債から振り替えられた流動負債を除く。)との差額は、資金収支計算書における当期末支払資金残高と一致していないため、令和4年度会計で所要の修正を行うこと。	令和5年1月31日	①改善済 ②改善済
衣笠幼稚園 ((学) 大五洋)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年4月から令和3年6月までの期間は「嘱託」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和4年12月13日	①改善済
京都市楽只保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月7日	—
さつき保育園 ((福) 京都さつき会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年9月15日	①改善済
白い鳩保育園 ((福) 保健福祉の会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年7月20日	①改善済
待鳳保育園 ((福) 鳳福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年1月18日	①改善済
大徳寺保育園 ((宗) 玉林院)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和4年12月6日	①改善済
たかがみねこども園 ((福) 鷹ヶ峯友遊福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月29日	—
たかつかさ保育園 ((福) 京都保育センター)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月21日	—
のぞみ保育園 ((福) 京都ルーテル会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月5日	—
柘野保育園 ((福) 柘野保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月19日	—
妙秀こども園 ((福) 妙秀福祉会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な調理員を配置すること。	令和4年8月10日	①改善済
みょうりんえん ((福) 妙林苑)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②実費徴収に係る補足給付を代理受領しているにもかかわらず、当該事業の対象者から補足給付対象経費(日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る共済掛金)を徴収していることを確認した。については、誤って徴収した金額について当該保護者に返還すること。	令和4年9月28日	①改善済 ②改善済

紫野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例が確認された。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和4年8月4日	①改善済 ②改善済
洛北幼児園 ((福) 洛北わらべ会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月21日	—
洛陽保育園 ((福) 洛陽福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月21日	—

【上京区】

上京陵和園 ((福) 仁和波福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月6日	—
北野保育園 ((福) 京都社会事業財団)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名、派遣職員4名、非常勤調理師1名を追記)。	令和4年8月19日	①改善済
京都市上京保育所 ((宗) 超勝院)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年8月3日	①改善済
京都市鶴山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月8日	—
京都YWCAあじさい保育園 ((公財) 京都YWCA)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月20日	—
こぐま白雲北保育園 ((福) 熊千代会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月1日	—
信愛保育園 ((福) 信愛保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②土曜日の臨時利用者から徴収しているおやつ代(1日50円)も副食費に含まれるため、副食費徴収免除対象者からは徴収しないよう改めること。 なお、これまでに誤って徴収した事例がないか確認したうえで、徴収していた場合は免除対象者に返還すること。	令和5年2月17日	①改善済 ②改善済
心月保育園 ((福) 衆善会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年9月14日	①改善済
せいしん幼児園 ((福) 正親福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年11月25日	①改善済
第二せいしん幼児園 ((福) 正親福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月25日	—

中立保育園 ((福) 花立かがやき会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士4名及び非常勤調理員1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年9月21日	①改善済 ②改善済
西陣和楽園 ((福) 西陣和楽園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和4年7月27日	①改善済
京都わかば園 ((福) わかば園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月5日	—
第二わかば園 ((福) わかば園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月5日	—

【左京区】

葵保育園 ((福) 友尚福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月1日	—
あおぞら保育園 ((福) 青空会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月30日	—
朱い実保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月6日	—
一乗寺保育園 ((福) きらら福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名、非常勤保育補助員2名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年10月31日	①改善済 ②改善済
市原野保育園 ((福) 幸の会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤用務員1名、常勤調理員1名を追記)。	令和5年1月17日	①改善済
認定こども園京都きらら幼稚園 ((学) 雲母学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月24日	—
岩倉こひつじ保育園 ((福) 恵会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月11日	—
岡崎幼児園 ((福) 平安徳義会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年7月28日	①改善済
風の子保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月5日	—

北白川いずみ保育園 ((福) パパテストめぐみ会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年9月15日	①改善済
修学院保育園 ((福) 岩屋福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月29日	—
京都市養正保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月13日	—
京都たからこども園 ((福) 金嶺会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤用務員1名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、令和4年2月及び3月においては「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和4年11月24日	①改善済 ②改善済
錦林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年2月9日	①改善済 ②改善済
鞍馬山保育園 ((福) 鞍馬山正香苑)	①保育短時間認定の子どもについては、園が設定する当該認定に係る保育時間を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した当該認定に係る保育時間内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって時間外保育利用料を徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料については、対象者に返還すること。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年8月24日	①改善済 ②改善済
認可保育園 こども芸術大学 (学) 瓜生山学園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月19日	—
子どものその保育園 ((福) 光有福祉会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。 ②保育所保育の根幹となる全体的な計画を作成すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。 ④貴法人の経理規程によると、毎日の現金出納終了後、出納職員が手許現金残高と帳簿残高を照合することと規定されているが、現金出納帳が正しく作成されておらず、照合ができない状態となっている。については、以下の点を改めたうえで、手許現金残高と帳簿残高の照合を適切に実施すること。 ・ 現金収支は出納日順に記帳すること。 ・ 理事長がやむを得ず一時的に現金を立替払いした場合や、理事長に当該現金を返済した場合も、漏れなく記帳すること。 ⑤原則として、理事長による立替払を改めること。 なお、やむを得ず理事長から借入れを行う場合には、金銭消費貸借契約書を作成したうえで、法人名義の口座に入金すること。	令和5年2月14日	未改善(未提出)
保育所型認定こども園下鴨夢 ((福) 夢工房)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年1月10日	①改善済

聖護院保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年8月19日	①改善済 ②改善済
聖水保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月7日	—
セヴァ子ども学園 ((福) セヴァ福祉会)	①職員(保育士)の基準定数を満たしていない月があったことを確認した。については、常に基準定数を遵守できるよう、保育士を配置すること。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③保育に従事する者は、併設施設との兼務は認められていないため、所属を分離すること。 ④登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ⑤避難訓練及び消火訓練は、それぞれ月1回以上実施すること。 ⑥経費支出に当たっては、会計責任者の承認を得ること。	令和4年9月27日	①改善予定 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善予定 ⑥改善予定
セヴァ ノーチェ学園 ((福) セヴァ福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②保育に従事する者は、併設施設との兼務は認められていないため、所属を分離すること。 ③登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ④避難訓練及び消火訓練は、それぞれ月1回以上実施すること。 ⑤経費支出に当たっては、会計責任者の承認を得ること。	令和4年9月27日	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善予定 ⑤改善予定
高野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月9日	—
高野川保育園 ((福) 桜花学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記、常勤保育士1名を削除)。	令和5年2月17日	①改善済
だん王保育園 ((福) だん王子供の家)	①現金の取扱事務が特定の職員に一任され、内部牽制が十分に機能していなかったことから、園における経理事務について複数の職員による帳簿、証憑書類の確認、照合を徹底し、牽制機能を確保すること。 ②現金による収入があった場合は、現金出納帳等の帳簿によりその残高を把握し、現金との照合を行うなど、現金出納事務を適正に行うこと。 ③会計帳簿及び証憑書類については、社会福祉法第45条の24の規定に基づき、会計帳簿を閉鎖したときから10年間、保存すること。	令和4年8月30日	①改善済 ②改善済 ③改善予定
だん王夜間保育園 ((福) だん王子供の家)	①現金の取扱事務が特定の職員に一任され、内部牽制が十分に機能していなかったことから、園における経理事務について複数の職員による帳簿、証憑書類の確認、照合を徹底し、牽制機能を確保すること。 ②現金による収入があった場合は、現金出納帳等の帳簿によりその残高を把握し、現金との照合を行うなど、現金出納事務を適正に行うこと。 ③会計帳簿及び証憑書類については、社会福祉法第45条の24の規定に基づき、会計帳簿を閉鎖したときから10年間、保存すること。	令和4年8月30日	①改善済 ②改善済 ③改善予定
ひまわり保育園 ((福) ひまわり保育園)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。	令和5年2月28日	①改善済

百萬遍保育園 ((福) 百萬遍ともいき会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助員2名を追記、非常勤保育士1名を削除)。	令和4年11月15日	①改善済
京都ふうりん保育園 ((福) 金嶺会)	①令和3年度の栄養管理加算について、「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年2月3日	①改善済
ペスタロッチ保育園 ((宗) 日本基督教団錦林教会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月31日	—
松ヶ崎こども園 ((福) 涌泉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の保育教諭1名を追記、非常勤保育教諭1名を削除)。	令和4年7月27日	①改善済
村松保育園 ((福) 平松の会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年12月9日	①改善済
メグミ幼児園 ((宗) 日本福音ルーテル京都教会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年12月1日	①改善済
八瀬保育園 (八瀬保育園評議会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月26日	—
吉田山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月25日	—
認定こども園 ふたば幼稚園 ((学) 二葉学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(理事長を削除)。	令和4年8月3日	①改善済

【中京区】

円町まぶね隣保園 ((福) 日本コイノニア福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月29日	—
カトリック聖母保育園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月7日	—
創作の杜 おいけあした保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育補助職員2名を追記)。	令和4年11月17日	①改善済
京都市聚楽保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月14日	—
京都市壬生保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月9日	—

こぐま保育園 ((福) 熊千代会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年6月から令和3年7月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年2月17日	①改善済
朱一保育園 ((福) たんぽぽ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月10日	—
朱七保育所 ((福) 桜葉福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月16日	—
月かげ保育園 ((宗) 竹林寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年1月及び3月は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年1月26日	①改善済 ②改善済
月かげみどり保育園 ((宗) 竹林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月27日	—
中京みぎわ園 ((福) 美樹和会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月28日	—
二条保育園 ((福) 京都社会事業財団)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月22日	—
壬生寺保育園 ((宗) 壬生寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月15日	—
もりの詩保育園 ((福) 南山城学園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月19日	—
洛西保育園 ((福) 保健福祉の会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名及び派遣保育士1名を追記)。	令和4年11月24日	①改善済
六満こども園 ((福) 六満学園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月23日	—
六満こどもの家 ((福) 六満学園)	①施設長未設置減算の要件に該当するため、幼保総合支援室に「公定価格加算算定・減算調整届総括表」により当該減算の適用を届け出ること。	令和4年12月23日	①未改善
YMCA三条保育園 ((公財) 京都YMCA)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。 ②公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ③保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること(分園)。	令和4年11月30日	①改善済 ②改善済 ③改善済

御所の杜ほいくえん ((福) あだち福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月21日	—
---------------------------	------------------	------------	---

【東山区】

愛友保育園 ((福) 愛友会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年2月10日	①改善済
永興こども園 ((福) 永興福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月11日	—
京都市三条保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月8日	—
認定こども園 小松谷保育園 ((福) 小松谷福祉会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。 ③保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和4年12月22日	①改善済 ②改善済 ③改善済
昭和保育園 ((福) 京都社会事業財団)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月5日	—
しんかくじこども園 ((宗) 真覚寺)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。 ③副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年2月9日	①改善済 ②改善済 ③改善済
善立寺保育園 ((福) 善立寺保育園)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助員1名を追記)。	令和5年3月23日	①改善済 ②改善済
光保育園 ((宗) 正伝永源院)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月22日	—

【山科区】

<p>安朱保育園 ((福) 光寿福祉会)</p>	<p>①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 ついては、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。 ②令和3年度決算報告書に以下の誤りがあるため、原因を確認のうえ、令和4年度会計処理にて修正処理を行うこと。 ・ 社会福祉事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式)において、拠点区分間繰入金支出の合計額と拠点区分間繰入金収入の合計額とが一致していない。 ・ 令和3年度に全額を取り崩した人件費積立資産及び人件費積立金が資産計上されている。 ・ 貸借対照表における流動資産と流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以上に支払の期限が到来するものとして固定負債から振り替えられた流動負債を除く。)との差額が資金収支計算書における当期末支払資金残高と一致しない。 ・ 基本財産(建物)の減価償却費用が計上されていない(ただし、基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書では減価償却費用が生じたものとして記載されているほか、基本財産(建物)の減価償却に係る国庫補助金等特別積立金取崩額は計上されている。) ・ 法人全体の当期末支払資金残高と、各拠点区分の当期末支払資金残高の合計額が一致しない。 ・ 利子補給に係る補助金(234,441円)が二重計上されている。</p>	<p>令和4年7月21日</p>	<p>①改善済 ②改善済</p>
<p>岩屋こども園アカンパニ ((福) 岩屋福祉会)</p>	<p>①実費徴収に係る補足給付を代理受領しているにもかかわらず、当該事業の対象者から補足給付対象経費(日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の共済掛金)を徴収していたことを確認した。ついては、誤って徴収した金額を当該対象者に返還すること。</p>	<p>令和4年10月20日</p>	<p>①改善済</p>
<p>永興小金塚こども園 ((福) 永興福祉会)</p>	<p>文書による指摘事項はありません。</p>	<p>令和4年10月6日</p>	<p>—</p>
<p>おおやけこども園 ((福) 大宅福祉会)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を削除)。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 ついては、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還するとともに、当該徴収に係る運営規程及び重要事項説明書の別表に掲げる記載を改めたうえで変更届を幼保総合支援室に提出すること。</p>	<p>令和4年12月8日</p>	<p>①改善済 ②改善済</p>
<p>勸修保育園 ((福) 京都社会福祉協会)</p>	<p>①栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。ついては、「配置」の加算要件を満たしていない期間(令和3年4月、8月、10月～令和4年3月の計8箇月)については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。</p>	<p>令和4年7月15日</p>	<p>①改善済</p>
<p>京都市鏡山保育所 (京都市)</p>	<p>文書による指摘事項はありません。</p>	<p>令和5年3月8日</p>	<p>—</p>
<p>こぼとこども園 ((福) 曙会)</p>	<p>文書による指摘事項はありません。</p>	<p>令和4年7月29日</p>	<p>—</p>

こぼと夜間保育園 ((福) 曙会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年7月29日	①改善予定
西念寺こども園 ((福) 紫雲会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月21日	—
さくら保育園 ((福) 常盤福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月28日	—
山階保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月28日	—
なかとみこども園 ((福) 山科しろとり会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和5年3月13日	①改善済
柳辻こども園 ((福) 柳辻福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤事務員1名を追記)。	令和5年3月2日	①改善済
西野山保育園 ((福) わかくさ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月1日	—
東野こども園 ((福) 白龍福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月27日	—
まんいんじこども園 ((福) 慈光会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の常勤保育教諭1名を追記)。	令和5年1月30日	①改善済
ももの木学園 ((福) 京峰福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤バス運転手1名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年10月から同年11月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。 ③教育・保育給付3号認定子どもに係る食材料費については公定価格に含まれているため、保護者負担としないう改めるとともに、誤って徴収した金額を当該対象者に返還すること(希望者のみに提供している延長おやつに係る費用)。 また、教育・保育給付1号及び2号認定子どもに係る延長おやつ代を徴収する場合は、運営規程及び重要事項説明書に明記したうえで幼保総合支援室に変更届を提出すること。	令和5年1月26日	①改善済 ②改善済 ③改善済
山科保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月22日	—
陵ヶ岡こども園 ((福) 鏡陵福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月25日	—
若林保育園 ((福) 若林福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年2月24日	①改善済

【下京区】

池坊保育園 ((福) むろまち会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月3日	—
永興開智こども園 ((福) 永興福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を削除)。	令和5年1月24日	①改善済
大谷保育園 ((福) 大谷すみれ会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要保育士を配置すること。また、公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。	令和5年3月6日	①改善済
大谷園林保育園 ((福) 大谷感恩会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月22日	—
きらきら保育園 ((福) きらきら福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月20日	—
光林保育園 ((福) 慶照福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月28日	—
五条愛児園 ((福) ナザレ会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士2名及び派遣保育士1名を削除、常勤保育士1名を追記)。	令和4年9月21日	①改善済
下京ひかり保育園 ((福) 下京ひかり保育園・児童館)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年9月29日	①改善予定
たかせ保育園 ((宗) 即現寺)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年9月27日	①未改善
たちばな保育園 ((福) 立正妙寿会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助員1名を追記)。	令和5年2月2日	①改善済
知真保育園 ((福) 乗誓福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月26日	—
西大路保育園 ((福) 浄正寺福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年7月14日	①改善済
西七条保育園 ((福) 名倉みどり会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和5年2月1日	①改善済
稚松保育園 ((福) 錦会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和4年1月から同年3月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年12月13日	①改善済

【南区】

<p>青い空保育園 ((福) 保健福祉の会)</p>	<p>①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。</p>	<p>令和5年1月13日</p>	<p>①改善済 ②改善済</p>
<p>あらぐさ保育園 ((福) 保健福祉の会)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(保育補助職員1名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。</p>	<p>令和4年11月8日</p>	<p>①改善済 ②改善済 ③改善済</p>
<p>詩音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②登園児童がいなくてもかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ③令和3年度の処遇改善等加算Ⅱの支給に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことを確認した。については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和2年7月30日府子本第761号)に則った配分を行うこと。</p>	<p>令和4年10月25日</p>	<p>①改善済 ②改善済 ③改善予定</p>
<p>永興くじょう保育園 ((福) 永興福祉会)</p>	<p>文書による指摘事項はありません。</p>	<p>令和5年1月25日</p>	<p>—</p>
<p>上久世保育園 ((福) 上久世福祉会)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③消火訓練は月1回以上実施すること。 ④理事長個人からの資金借入に当たっては、金銭消費貸借契約書等の証憑を整備すること。 また、当該借入に係る理事会の承認が借入後に行われていたため、あらかじめ承認を得たうえで借入手続きを行うこと。</p>	<p>令和4年11月18日</p>	<p>未改善(未提出)</p>
<p>上鳥羽保育園 ((福) 上鳥羽福祉会)</p>	<p>文書による指摘事項はありません。</p>	<p>令和5年1月6日</p>	<p>—</p>
<p>唐橋保育園 ((宗) 天理教姫京分教会)</p>	<p>令和4年度指導監査は実施していません。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

吉祥院こども園 ((福) ののはな会)	①令和2年度と令和3年度の計算書類との間で以下のとおり決算の連続性が損なわれている。については、今後、前年度以前の計算書類について修正する必要がある場合は、前期末の数値を修正するのではなく、当期の収入又は支出科目を用いて修正すること。 ・ 資金収支計算書(第1号第4様式): 令和2年度の当期末支払資金残高(48,991,653円)と令和3年度の前期末支払資金残高(49,179,653円)が不一致。 ・ 事業活動計算書(第2号第4様式): 令和2年度の次期繰越活動増減差額(216,044,402円)と令和3年度の前期繰越活動増減差額(216,232,402円)が不一致。	令和4年11月11日	①改善済
希望の家カトリック保育園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育休中非常勤保育士1名を追記)。 ②経費支出に当たっては、経理規程に基づき会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを得ること。	令和4年12月2日	①改善済 ②改善済
共栄保育園 ((福) 優応会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月11日	—
京都市久世保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月16日	—
京都市南保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月9日	—
久世築山保育園 ((福) 築山福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②立替金及び事業未払金の一部に内容が不明なものがあるため、内訳を精査すること。 また、仮受金が精算されないまま1年以上経過していることから、速やかに精算すること。 ③令和2年度計算書類と令和3年度計算書類の間で以下のとおり決算の連続性が損なわれている。については、以下の金額が一致していない原因を確認のうえ、本市に報告すること。 なお、前年度以前の計算書類について修正する必要がある場合は、前期末の数値を修正するのではなく、当期の収入又は支出科目を用いて修正すること。 ア 資金収支計算書 令和2年度の当期末支払資金残高と令和3年度の前期末支払資金残高とが不一致 イ 事業活動計算書 令和2年度の次期繰越活動収支差額と令和3年度の前期繰越活動収支差額とが不一致 ウ 貸借対照表 令和3年3月31日付け貸借対照表における事業未払金の残高と、令和4年3月31日付け貸借対照表における前年度末の事業未払金残高とが不一致	令和4年8月23日	①改善済 ②改善予定 ③改善予定
くげにしこども園 ((福) 久世西福祉会)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②定期預金を解約したことに伴い、多額の現金が決算日時点を含め長期間に渡って保管された状態となっていた。については、多額の現金を保管しないよう取扱いを改めること。 ③基本財産の定期預金(1,000,000円)については、決算日(令和4年3月31日)時点では解約され現金化されていたにもかかわらず、計算書類には基本財産特定預金(定期預金)として計上されていたため、正しく表記すること。 また、基本財産を処分する場合は、あらかじめ所轄庁(京都市長)の承認を得ること。	令和4年10月5日	①改善済 ②改善済 ③改善予定

久世南保育園 ((福) 久世南福祉会)	①令和3年9月以降、施設長未設置減算の適用要件に該当していたことを確認した。については、幼保総合支援室に「公定価格加算算定・減算調整届総括表」を提出し、委託費を返還すること。	令和4年9月16日	①改善済
琴音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	①令和3年度の処遇改善等加算Ⅱの支給に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことを確認した。については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和2年7月30日府子本第761号)に則った配分を行うこと。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和5年1月20日	①改善済 ②改善済
こども園いしはら ((福) ゆうあい会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名及び保育補助職員1名を追記)。 ②児童が少数となる時間帯における保育教諭の配置に係る特例措置を適用する旨を本市に届け出ているが、当該特例措置に係る職員が適用要件である子育て支援員研修等を履修していないことを確認した。これに伴い、保育の提供に当たり、複数の保育教諭が配置できていない時間帯があることから是正すること。	令和4年9月9日	①改善済 ②改善済
祥南保育園 ((福) あゆみ会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年7月から「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年12月8日	①改善済
祥豊保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年9月20日	①改善済
隨林寺保育園 ((宗) 隨林寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名、非常勤事務員1名を追記)。	令和4年10月18日	①改善済
東寺保育園 ((福) 東寺学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。	令和4年12月7日	①改善済
塔南保育園 ((福) 塔南学園)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年7月から令和4年3月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年12月9日	①改善済
東和保育園 ((福) 東和保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤看護師1名を追記)。 ②栄養管理加算の算定区分が令和3年度を通じて「配置」となっていたが、「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていなかった期間について加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年8月31日	①改善済 ②改善済
殿城保育園 ((福) 久世殿城福祉会)	①令和3年度の計算書類の附属明細書(拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩))における各サービス区分の前期末支払資金残高が、令和2年度の当該明細書における当期末支払資金残高と一致していないため、原因を確認のうえ、令和4年度会計で修正すること。	令和5年1月24日	①改善済

ひかり保育園 ((福) 南光会)	①公定価格の加算要件に係る必要職員を配置できていなかった期間については、加算の取下手続きを行うこと。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」に係る区分で算定しているが、「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間の加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ③職員の賃金は、京都府最低賃金額以上の額で計算し、支給すること。また、支払った賃金が最低賃金に満たなかった期間については、遡及して最低賃金との差額を対象職員に支給すること。	令和4年10月14日	①改善済 ②改善済 ③改善済
法光院こども園 ((福) あい未来会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③経費支出に当たっては、経理規程に基づき会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを得ること。	令和4年12月7日	①改善済 ②改善済 ③改善済
松ノ木保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月1日	—
みのり園 ((福) 優応会)	①栄養管理加算について、令和3年9月以降、「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年1月11日	①改善済
村山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和4年12月15日	①改善済
山ノ本こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月28日	—
洛南保育園 ((福) 京都地の塩会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤勤務員1名を追記)。	令和4年10月28日	①改善済

【右京区】

うぐいす保育園 ((福) うぐいす会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月10日	—
太秦保育園 ((宗) 西光寺)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月13日	—
うたの里保育園 ((福) 木夢の会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月14日	—

梅ノ宮保育園 ((福) 梅ノ宮乳児保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を削除)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年4月～5月、令和3年8月～令和4年3月の期間については「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ③保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 ついては、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和5年2月7日	①改善済 ②改善済 ③改善済
御室保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月19日	—
京進のほいくえんHOPPA西京極 ((福) こころざし)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月22日	—
京都市周山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月14日	—
京都市ひかり保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月10日	—
京都市弓削保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月14日	—
向上社保育園 ((福) 向上社)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助員1名、派遣保育士2名を追記)。	令和5年1月26日	①改善済
こども園ゆりかご ((福) ゆりかご)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、令和4年3月については当該加算の要件を満たしておらず、また、令和3年7月～8月及び令和3年10月～令和4年2月については「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、当該加算の算定区分が誤っていた期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和4年11月21日	①改善済
このしま保育園 ((福) このしま保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月18日	—
西院保育園 ((福) すみれ会西院保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月2日	—
嵯峨こぼと保育園 ((福) 明照福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月26日	—
嵯峨野こども園 ((福) 梅ノ宮乳児保育園)	①会計責任者と出納職員の兼務を解消し、内部牽制体制を確立すること。 ②現金収入は直接支出に充てることなく、経理規程で定める期間内に金融機関へ預け入れること。	令和5年2月8日	①改善済 ②改善済
聖徳保育園 (個人)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月27日	—

清明保育園 ((福) 清明会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月24日	—
川勝寺保育園 ((福) 西京極福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月29日	—
つわぶき園 ((福) つわぶき園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月10日	—
ときわ保育園 ((福) 太秦ときわ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月1日	—
双丘保育園 ((宗) 法金剛院)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和5年2月2日	①改善済 ②改善済 ③改善済
西京極保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月16日	—
西本願寺保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、令和4年1月から令和4年3月までの期間は当該加算の要件を満たしていなかったことを確認した。については、加算要件を満たしていなかった期間に係る加算廃止届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年10月26日	①改善済
蜂ヶ岡保育園 ((福) はちす会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤用務員1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年1月27日	①改善済 ②未改善
蜂ヶ岡けやき保育園 ((福) はちす会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月31日	—
花園保育園 ((福) 光明福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の常勤保育士1名を追記)。	令和4年10月6日	①改善済
富士保育園 ((福) 富士園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年12月14日	①未改善
富士夜間保育園 ((福) 富士園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。	令和4年12月14日	①未改善 ②改善済

保育所型照隔認定こども園 ((福) 道心)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年5月及び同年8月から令和4年3月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和4年12月23日	①改善済
認定こども園 まこと幼稚園 ((福) 覚勝福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を削除)。	令和5年2月9日	①改善済
みつばち菜の花保育園 ((福) みつばち福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の常勤保育士1名を追記、非常勤保育補助員1名を削除)。	令和5年2月15日	①改善済
妙覚保育園 ((宗) 教西寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和5年2月22日	①改善済
安井保育園 ((福) 安井保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名を追記)。 ②栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年11月17日	①改善済 ②改善済
山ノ内保育園 ((福) 京都民生会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月19日	—
若竹保育園 ((宗) 曇華院)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。 ②栄養管理加算については、令和3年度を通じて「配置」に係る区分で算定しているが、令和3年4月～6月、8月～9月は「兼務」、令和4年1月以降は「嘱託」に係る要件しか満たしておらず、また、令和3年10月～12月はいずれの要件も満たしていないことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間の加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ③保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育料を対象者に返還すること。 ④スモック、体操半ズボン、通園カバン等の個人用物品について、保護者から実費を徴収することとしているが、実費相当額を上回る金額を徴収していることを確認した。 については、実費徴収額との差額を対象者に返還すること。	令和4年9月20日	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済

【西京区】

嵐山保育園 ((福) 嵐山福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月14日	—
牛ヶ瀬保育園 ((福) 牛ヶ瀬福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。 ②内容が不明なリース契約に係る支出を確認したため、改めて全てのリース物件について契約内容を確認し、本市に報告すること。	令和4年12月2日	①改善済 ②改善済
榎原保育園 ((福) 榎原福祉会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、令和3年10月から令和4年3月までの期間は「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ②日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点を確認したため、以下のとおり是正すること。 ・ 共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していたことを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・ 共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和4年11月29日	①改善済 ②改善済
榎原ふじ保育園 ((福) 榎原ふじ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月16日	—
かつらのみや保育園 ((福) 京都西京福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和4年9月16日	①改善済
かつらのもり保育園 ((学) 川西学園))	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月11日	—
桂保育園 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月22日	—
桂東こども園 ((福) 桂朝日福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤事務員1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和4年12月20日	①改善済 ②改善済
桂ぶどうの木こども園 ((福) 京都基督教福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(病休中非常勤保育教諭1名を削除)。	令和5年2月21日	①改善済
川岡保育園 ((福) 知足会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を削除、非常勤調理員1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年11月18日	①改善済 ②改善済
川島保育園 ((福) 桂・川島児童センター)	文書による指摘事項はありません。	令和4年11月4日	—

京都白百合保育園 ((福) 京都白百合保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育補助2名を追記、常勤保育士1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年8月1日	①改善済 ②改善済
京都にじこども園 ((福) 金嶺会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月7日	—
くすのき保育園 ((福) くすのき福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月9日	—
こぐま上野保育園 ((福) 熊千代会)	①保育を提供していない土曜日について、当日キャンセルを理由に土曜日閉所減算を適用していないにもかかわらず必要な記録を作成していない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。	令和5年1月19日	①改善済
西嶺保育園 ((福) 西嶺保育園)	①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和5年1月20日	①改善済
桜の杜つばき保育園 ((福) 博光福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。 ②令和3年度の処遇改善等加算Ⅱの支給に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことを確認した。については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和2年7月30日府子本第761号)に則った配分を行うこと。	令和5年2月28日	①改善済 ②改善済
月見ヶ丘こどもの家 ((福) 京都基督教福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年8月26日	①改善済
つみき保育園 ((福) つみき福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年8月10日	①改善済
まめのき保育園 ((福) 錦会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月3日	—
みつばち保育園 ((福) みつばち福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤運転手1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年2月14日	①改善済 ②改善済
山田保育園 ((宗) 西蓮寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月23日	—

【洛西支所】

大原野こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名、非常勤事務員1名及び非常勤作業員1名を追記)。	令和4年11月9日	①改善済
---------------------------	--	-----------	------

上里竹の子こども園 ((福) 上里福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月2日	
桂坂保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年7月26日	①改善済
さふらん保育園 ((福) 聖泉福祉会)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年1月20日	①改善済
新林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月26日	—
竹の里保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月27日	—
東桂坂保育園 ((福) 洛和福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月6日	—
福西保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①資金収支計算書における当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下とすること(令和3年度決算:31.1%)。	令和4年11月11日	①改善予定

【伏見区】

板橋保育園 ((宗) 大黒寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(4名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。	令和4年12月16日	①改善済 ②改善済
神川保育園 ((福) 神川保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月9日	—
京都市改進黨保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月17日	—
こが保育園 ((福) 向伸学園)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年10月27日	①改善済
下鳥羽こども園 ((福) 下鳥羽保育園)	①登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。	令和4年11月30日	①改善済
城南保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月5日	—
城南第二保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月16日	—

白菊こども園 ((福) 白菊福祉会)	①幼保連携型認定こども園は主幹保育教諭を保護者への子育て支援等に専任化するため代替の保育教諭に係る経費2名分が基本単価に含まれているにもかかわらず、当該保育教諭を配置していないことを確認した。については、主幹保育教諭未実施に係る減算の届出を幼保総合支援室に提出するとともに、早急に必要な保育教諭を配置すること。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和4年11月10日	①改善済 ②改善済
城之内保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名を追記)。	令和5年2月7日	①改善済
住吉保育園 ((宗) 受泉寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年11月1日	①改善済
住吉西保育園 ((福) 伏見住吉福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月26日	—
世光保育園 ((福) 世光福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②3歳未満児を対象とした長時間保育費(月額400円の間食実費)は、保護者負担としないこと。 なお、これまでに徴収した当該負担金については、対象者に返還すること。	令和5年1月12日	①改善済 ②改善済
第二あけぼの保育園 ((福) 曙福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月25日	—
たんぼぼ保育園 ((福) 久我の杜福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月16日	—
つぼみ保育園 ((福) 愛敬福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月3日	—
桃陵乳児保育園 ((福) イエス団)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣職員1名を追記)。	令和4年8月2日	①改善済
桃陵保育園 ((福) イエス団)	①栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年8月2日	①改善済
桃嶺保育園 ((宗) 善通寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月23日	—
二の丸保育園 ((福) 二の丸保育園)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、令和3年4月から5月までの期間は「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和5年3月1日	①改善済
野の百合保育園 ((福) イエス団)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。	令和4年9月29日	①改善済

羽東師保育園 ((福) 桃嶺福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月17日	—
ピノキオ保育園 ((福) 九十九福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月26日	—
伏見幼児園 ((福) 伏見別院伏見幼児園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士10名、非常勤調理員1名を追記)。	令和5年1月24日	①改善済
まごころ保育園 ((福) 真心福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年12月15日	①改善済
みぎわ保育園 ((福) 美樹和会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育補助者1名、育児休業中常勤保育士1名を追記)。	令和4年10月28日	①改善済
みどり保育園 ((福) みどり福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記及び非常勤調理師1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」の区分で算定されていたが、令和3年5月から令和4年3月までの期間は「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年10月7日	①改善済 ②改善済 ③改善済
向島保育園 ((福) 向島保育園)	①資金収支明細書の施設サービス区分に係る当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下とすること(令和3年度決算:31.6%)。	令和5年1月27日	①改善予定
ももやま白菊保育園 ((福) 白菊福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和5年1月19日	①改善済
横大路こども園 ((福) 横大路保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年9月20日	—
よど保育園 ((福) 淀福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、常時2名以上の保育士を配置することが原則であるが、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第3項の規定による特例措置を適用し、保育所に置くべき保育士の数が算定上1人となる時間帯において、保育士1名に加え補助職員を配置する場合は、当該補助職員は子育て支援員研修(地域保育コース)修了者とする。また、当該特例措置の適用に当たっては、あらかじめ幼保総合支援室に届出を行うこと。	令和4年10月4日	①改善予定
淀白鳥保育園 ((福) 淀福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年9月30日	①改善済

【深草支所】

稲荷こども園 ((福) 稲荷保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月8日	—
稲荷砂川保育園 ((福) 稲荷保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月7日	—
うづらこども園 ((福) 京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年12月1日	—
西福寺幼稚園 ((福) 藤森福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月24日	—
墨染保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記、常勤保育士1名を削除)。	令和4年8月18日	①改善済
第二深草保育園 ((福) 深草福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育児休業中の常勤保育士2名、常勤事務員1名を追記)。	令和4年10月14日	①改善済
深草保育園 ((福) 深草福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月13日	—
モーツァルトしずかこども園 ((福) フジの会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月14日	—
京都聖母学院保育園 ((学) 聖母女学院)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月30日	—

【醍醐支所】

あけぼのこども園 ((福) 曙福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年1月25日	—
石田保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年8月10日	—
大受保育園 ((福) 紫山福祉会)	①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和4年12月6日	①改善済
おぐりすこども園 ((福) 不動園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年7月22日	—

かがやき保育園 ((福) 照真福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月13日	—
かすがのえんこども園 ((福) 春日野園)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した給付費を返還すること。	令和4年11月30日	①改善済
京都市辰巳保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和5年3月15日	—
くりのみ保育園 ((福) 京都保育センター)	①栄養管理加算について、令和3年度を通じて「配置」で算定されていたが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については、「配置」の要件を満たしていなかった期間に係る加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年12月20日	①改善済
桜木こども園 ((福) 眞友福祉会)	①幼保連携型認定こども園は、主幹保育教諭を保護者への子育て支援等に専任化するため代替の保育教諭に係る経費2名分が基本単価に含まれているにもかかわらず、当該代替保育教諭が配置されていないことから、主幹保育教諭等未設置減算が適用されている。については、基本単価に含まれている代替の保育教諭を確保すること。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。	令和4年8月31日	①改善予定 ②改善済
醍醐保育園 ((福) 醍醐保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤栄養士1名を削除)。 ②登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日を確認した。については令和3年4月まで遡って自主点検のうえ、「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ③非常勤職員についても、賃金台帳を作成すること。	令和4年12月16日	①改善済 ②改善済 ③改善済
誕生院保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	文書による指摘事項はありません。	令和4年10月27日	—
つくし保育園 ((福) 京都地の塩会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年2月16日	—
中山保育園 ((福) 醍醐福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。 ③貸借対照表における積立資産(積立金)増加額と、事業活動計算書(積立金積立額と積立金取崩額の差額)及び資金収支計算書(積立資産支出額と積立資産取崩収入額の差額)が一致していないため、整合をとること。	令和4年11月24日	①改善済 ②改善済 ③改善予定

<p>はなぶさ保育園 ((福) 志心福祉会)</p>	<p>①保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例を確認した。 については、誤って徴収した時間外保育利用料を対象者に返還すること。 また、当該徴収に係る運営規程、重要事項説明書及び入園のしおりの記載を改めるとともに、運営規程及び重要事項説明書については変更届を幼保総合支援室へ提出すること。</p>	<p>令和4年11月4日</p>	<p>①改善済</p>
<p>端山の丘こども園 ((福) 端山園)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭2名、非常勤保育補助員1名、非常勤事務員1名及び派遣保育教諭1名を追記)。</p>	<p>令和5年1月17日</p>	<p>①改善済</p>
<p>光の子保育園 ((福) 京都地の塩会)</p>	<p>①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和4年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和3年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費を免除対象者に返還すること。</p>	<p>令和5年2月15日</p>	<p>①改善済 ②改善済 ③改善済</p>